

危険物施設の保安制度

【危険物施設の保安監督】

- ・危険物施設の所有者・管理者・占有者が選任する。
- ① **危険物保安統括管理者**
- ・危険物施設がある事業所全体の保安業務を統括管理する。
 - ・指定数量の3,000倍以上の第四類の危険物を取り扱う製造所・一般取扱所、または指定数量以上の第四類の危険物を取り扱う移送取扱所で選任が必要になる。
 - ・選任・解任の際は遅滞なく市町村長等に届け出る。
 - ・危険物取扱者以外の者でもなれるが、管理監督的地位の者でなければならない。
 - ・危険物保安統括管理者を定めなければならない事業所は自衛消防組織を置かなければならない。
- ② **危険物保安監督者**
- ・危険物施設ごとの保安業務をを行う。
 - ・全ての製造所・屋外タンク貯蔵所・給油取扱所・移送取扱所で選任が必要になる。
移動タンク貯蔵所は選任の必要がない。
上記以外の危険物施設で選任の基準がある。
 - ・選任・解任の際は遅滞なく市町村長等に届け出る。
 - ・甲種またはその施設で取り扱う危険物の類の乙種の危険物取扱者で、6か月以上の危険物の取り扱いの実務経験がある者でなければならない。
- ③ **危険物施設保安員**
- ・危険物保安監督者の下で、危険物施設の構造および設備の保安業務をを行う。
 - ・指定数量の100倍以上の危険物を取り扱う製造所・一般取扱所、または全ての移送取扱所で選任が必要になる。
 - ・選任・解任の際は届け出の必要がない。
 - ・危険物取扱者以外の者でもなれる。

【予防規定】

- ・危険物施設の従業員が守るべき火災予防の保安基準を一定の危険物施設の所有者に作成させる。
- ・市町村長等の認可を受けなければならない。

危険物施設		貯蔵・取扱量
製造所		指定数量の10倍以上
貯蔵所	屋外貯蔵所	指定数量の100倍以上
	屋内貯蔵所	指定数量の150倍以上
	屋外タンク貯蔵所	指定数量の200倍以上
取扱所	一般取扱所	指定数量の10倍以上
	移送取扱所	全て
	給油取扱所	全て

危険物施設の保安制度

【定期点検】

- ・危険物施設を定期的に点検することを、所有者・管理者・占有者に対し、義務付ける。
- ・年1回以上実施。
- ・危険物取扱者・危険物施設保安員・危険物取扱者以外の者(危険物取扱者の立ち合いがいる)が点検を行う。
- ・点検記録には①製造所等の名称②点検の方法および結果③点検年月日④点検の実施者・立会者の氏名を記載しなければならない。
- ・点検記録は3年間保存しなければならない。

危険物施設		貯蔵・取扱量
製造所		指定数量の10倍以上
<u>地下タンクを有する製造所</u>		全て
貯蔵所	屋外貯蔵所	指定数量の100倍以上
	屋内貯蔵所	指定数量の150倍以上
	屋外タンク貯蔵所	指定数量の200倍以上
	<u>地下タンク貯蔵所</u>	全て
	移動タンク貯蔵所	全て
取扱所	移送取扱所	全て
	<u>地下タンクを有する給油取扱所</u>	全て
	一般取扱所	指定数量の10倍以上
	<u>地下タンクを有する一般取扱所</u>	全て
	<u>地下タンクを有する容器詰め替え用一般取扱所</u>	全て